

平成23年4月8日

内閣総理大臣

菅 直 人 様

東日本大震災に対処するための  
特別立法等を求める要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

# 東日本大震災に対処するための 特別立法等を求める要望書

平成23年3月11日に三陸沖で発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0と我が国の地震観測史上最大となる超巨大地震であり、我が県では栗原市で震度7を観測したのを始め、県下のほぼ全域で震度5強以上の激しい揺れに見舞われました。

また、地震発生後、高さ10mを超える大津波が我が県沿岸部のほぼ全域を襲い、海岸から数kmにも及ぶ計327km<sup>2</sup>もの広大な地域が浸水するなど壊滅的な被害を受けました。

これら史上最大の地震、津波による我が県の死者・行方不明者数は、これまでに判明したものだけでも約1万4千人に上るとともに、被害額は2兆円を超え、これらの被害は今後全容が明らかになるにしたがってさらに大幅に増えるものと見込まれております。

地元自治体では、自衛隊を始めとした国の支援や全国の自治体、企業、団体、個人の皆様からの暖かいご協力のもと、行方不明者の捜索や被災者の救助、復旧活動など、住民生活の安定に向けて全力をあげて取り組んでいるところ

ですが、地元自治体の処理能力の限界を超えた対応が必要な状況であることから、国におきましても、このたびの震災に対処するための特別な立法措置を講ずるなど、別紙のとおり特段の措置を講じられますよう要望いたします。

また、今次の大地震においては、消費活動の自粛など、我が国経済全体へ大きな影響を与えることが懸念されており、経済活動の積極的な展開が促進されるような措置についても検討を進めていただくよう併せて要望いたします。

< 各府省に共通するもの >

- 1 (仮称) 災害復興基本法の制定
- 2 (仮称) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の制定
- 3 (仮称) 災害復興交付金の創設による災害対策費及び災害復旧事業費等の全額国庫一括交付金化(省庁ごとの補助金及び地方債によらない対応を)
- 4 被災地の復興に向けた補正予算の編成
- 5 被災地の復興を促進する特別な法制度の整備
- 6 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設並びに事業者への出資, 運転資金融資制度の創設
- 7 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大(更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化)
- 8 地方自治体が平成23年3月11日から3月31日までの間に平成22年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について, 国において平成23年度に事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な法制度の整備
- 9 地方自治体が平成23年4月1日以降に平成23年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について, 国において事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な法制度の整備
- 10 災害査定の簡素化

< 内閣府関係 >

- 1 総合的な防災力の再構築に向けた支援
- 2 避難者等の生活再建に向けた支援
- 3 被災者生活再建支援制度の充実
- 4 災害復旧・復興過程における治安事象の変化に的確に対処するための警察官等の緊急増員
- 5 交通安全施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大
- 6 警察施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大
- 7 交番・駐在所等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 8 災害時の特別な警察活動費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大

< 総務省関係 >

- 1 壊滅的な被害を受けた行政庁舎及び主たる庁用備品・公用車並びに消防施設・設備の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 2 行政情報通信ネットワーク設備・防災ネットワーク設備及び各種情報システム等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 災害時の特別な行政活動費に対する国庫支出金交付制度の創設及び特別交付税の増額
- 4 地方交付税の繰上交付
- 5 地方自治体が平成23年3月11日から3月31日までの間に平成22年度の災害応急措置として既に支出負担行為を起こした経費について、平成23年度に事後的に地方債の発行を可能にする特別な法制度の整備
- 6 歳入欠かん等債の発行要件の緩和（災害の発生した日の属する年度以降も数年間にわたって発行が可能とすること、国の特別立法等による減免制度を超える減免を行った場合も対象とすること及び各種徴収金の減免のみならず震災の影響による地方税収入等の不足を補うことが可能となるようすること）
- 7 地方自治体が被災した公営住宅の使用料等について平成23年3月11日から3月31日までの分を平成23年度において平成22年度にさかのぼって減免した場合、平成23年度において確定した平成22年度の減収分を平成23年度の歳入欠かん債の発行可能額に算入することを可能にする特別な法制度の整備
- 8 被災して滅失した施設等に係る地方債残債の繰上償還免除
- 9 地方債を充当して整備した施設等が被災した場合において災害復旧のために施設等の資産価値を超えて地方債を充当できるようにすること及び資産価値を超えた元利償還金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 10 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する一般会計繰出制度の拡大及び地方交付税措置の拡大
- 11 被災した第三セクター鉄道事業者の固定資産税の減免に対する国の財政支援制度の創設
- 12 被災して滅失した施設等に対する郵貯・簡保融資の元利償還金の減免を可能にする特別な法制度の整備
- 13 防災ヘリコプターの無償貸与
- 14 市町村が設置した条件不利地域における携帯電話基地局の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 15 市町村等が設置した地上デジタル放送移行のための共聴施設等や、光ファイバ等の情報通信基盤の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

< 外務省関係 >

- 1 被災して滅失した旅券に対する救済制度の創設

< 財務省関係 >

- 1 被災して滅失した施設等に対する財政融資の元利償還金の減免を可能にする特別な法制度の整備
- 2 被災して滅失した施設等に対する政府系金融機関等融資の元利償還金の減免を可能にする特別な法制度の整備
- 3 空港アクセス鉄道，空港ビル施設及び空港貨物施設等の国有財産使用料の減免
- 4 災害査定の簡素化

< 文部科学省関係 >

- 1 公立及び私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の更なる嵩上げ
- 2 社会教育施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ
- 3 教員研修施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 被災した公共交通機関が復旧するまでに必要なスクールバス等代替交通機関の確保及びそれに要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 5 仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩する通学費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 6 被災児童生徒に対する就学援助，奨学金及び給食費援助の拡充
- 7 被災県に対する教職員定数の加配措置及び基礎定数や政令加配定数の弾力的な活用を可能にする特例措置
- 8 災害発生年度末で退職した経験豊富な教職員の任用経費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 9 スクールカウンセラー活用事業の拡充措置及び国庫支出金交付率の嵩上げ
- 10 スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充措置及び国庫支出金交付率の嵩上げ
- 11 災害発生の翌年度においても災害救助法により被災生徒に対して教科書等の給与を可能にする特別な法制度の整備
- 12 被災した教職員に対する総合的な支援制度の創設
- 13 学校管理下において死亡した児童生徒等に係る死亡見舞金の支給
- 14 文化財の修復等にかかる経費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ
- 15 埋蔵文化財調査の弾力的な運用

- 1 6 特別名勝松島の現状変更の弾力的な運用
- 1 7 公立大学法人への災害復旧事業に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 1 8 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 9 被災学生に対する無利子奨学金の全員採用と給付型奨学金の創設
- 2 0 学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 2 1 私立学校の災害復旧に際し学校設置者が融資を受ける際の無利子融資制度の創設
- 2 2 日本私立学校振興・共済事業団が行う融資の償還免除又は猶予
- 2 3 私立学校運営費補助制度の運用等について
- 2 4 私立学校が行う被災者への授業料減免等に対する国庫支出金交付の拡充
- 2 5 宮城県原子力センターの災害復旧費に対する必要な予算の確保

< 厚生労働省関係 >

- 1 災害救助法により必要となる費用を全額国庫負担とする特別な法制度の整備
- 2 福祉避難所における介護員等の配置基準の撤廃，人員配置に係る国庫費用負担
- 3 災害救助法適用範囲の拡大
- 4 災害救助法で規定する救助の種類追加（栄養管理等）及び災害救助法施行令で規定する医療及び輸送関係者の範囲の拡大（管理栄養士，臨床心理士，作業療法士等）
- 5 災害救助法適用期間の延長
- 6 事務処理の簡素化
- 7 応急仮設住宅の基準限度額の引き上げ及び解体撤去費用について
- 8 民間賃貸住宅の遡及適用について
- 9 災害救助法に係る応急修理制度の拡充について
- 1 0 災害弔慰金，災害障害見舞金及び災害援護資金等に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 1 1 保健衛生施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）
- 1 2 セーフティーネット支援に対する国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）
- 1 3 独立行政法人福祉医療機構が実施する災害給付資金について，事業対象者の拡大，利率の引き下げ（無利子化）
- 1 4 医療施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（民間等）
- 1 5 医療施設耐震化臨時特例基金の設置期限の延長
- 1 6 地域医療再生臨時特例基金の設置期限の延長

- 1 7 医療従事者確保及び流出防止のための財政支援
- 1 8 社会福祉施設等の災害復旧に対する国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（民間等）並びに交付手続の簡素化
- 1 9 介護給付費負担金等への財政的支援
- 2 0 介護保険料，サービス利用料の減免に係る財源措置（補てん）
- 2 1 国民健康保険団体連合会の一時借入に係る利子補給
- 2 2 母子寡婦福祉資金貸付について，国庫支出金交付率の嵩上げ（全額），利子負担の軽減（無利子），貸付対象（基準）の拡大
- 2 3 安心こども基金の設置期限の延長，事業対象の拡大
- 2 4 身体障害者社会参加支援施設の災害復旧に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 2 5 障害福祉関係施設の災害復旧に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（民間等）並びに交付手続の簡素化
- 2 6 障害者就労支援施設の再建制度の創設
- 2 7 障害者自立支援基盤整備事業の補助上限の引上げ及び基金の積み増し
- 2 8 社会福祉施設等耐震化等特別対策事業の対象の拡大及び基金の積み増し
- 2 9 災害による国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の減免措置に対する財源措置（補てん）
- 3 0 災害による国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の減免措置に対する財源措置（補てん）
- 3 1 市町村及び国保組合並びに後期高齢者医療広域連合の償還金の返還猶予及び平成23年度分医療給付費等国庫負担金等の年度前半への重点交付
- 3 2 後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度への移行時期の延期
- 3 3 診療報酬算定上の施設基準の緩和の拡充
- 3 4 病院の安定した運営に向けた支援
- 3 5 高等技術専門校の訓練機器等の災害復旧費に対する財政支援の拡充
- 3 6 被災離職者に対する職業転換給付金の国庫全額負担
- 3 7 普通職業訓練普通課程に係る訓練基準の緩和
- 3 8 宮城障害者職業能力開発校修繕に係る予算措置
- 3 9 被災事業主等に対する雇用調整助成金の支給割合の拡充
- 4 0 被災勤労者への緊急融資に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 1 雇用保険失業給付の拡充
- 4 2 被災者等再就職促進奨励金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 3 被災新規学卒者就職促進奨励金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 4 被災新規学卒者就職活動支援金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 5 ハローワーク機能の拡充
- 4 6 被災者の雇用に向けた雇用関連交付金の創設及び拡充
- 4 7 温泉旅館等を活用した被災者向けレスパイト事業に対する国庫支出金交



## 付制度の創設

- 4 8 水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大
- 4 9 身元不明者の遺骨・遺品の保管に関する経費並びに納骨堂及び慰霊碑を設置・管理する経費に対する国庫支出金交付制度の創設

## < 農林水産省関係 >

- 1 国直轄災害復旧事業に対する地方負担金の支払免除及び農家負担の支払免除
- 2 農林水産業団体の事務所等災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 農林水産業団体の運営資金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 中央卸売市場及び地方卸売市場の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設及び拡充
- 5 農林水産試験研究施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 6 農林水産業施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大
- 7 農業関係共同利用施設の災害復旧費に係る国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 8 海水が浸水した農地の排水作業や塩害対策への支援
- 9 農畜産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設
- 1 0 被害を受けた米の運搬・処理費用に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 1 農業者戸別所得補償制度の特例措置
- 1 2 繁殖素牛等の再導入費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 3 死亡家畜被害額に関する国庫支出金交付制度の創設
- 1 4 死亡家畜の運搬・処理費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 5 土地改良区の区債償還に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 6 土地改良事業の農家負担の免除制度の創設
- 1 7 土地改良区の運営資金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 8 木材加工業者の経営再建に対する支援
- 1 9 森林・林業・木材産業づくり交付金活用施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 2 0 森林整備加速化・林業再生基金事業の設置期限の延長及び更なる積み増し並びに運用の柔軟化
- 2 1 海岸施設の災害復旧事業に関する制度の見直し
- 2 2 海岸部の保安林の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 2 3 漁船・漁具等の再導入費に対する国庫支出金交付制度の創設等
- 2 4 養殖施設、種苗生産施設の再建に対する支援
- 2 5 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 2 6 被災状況調査費に対する国庫支出金交付制度の創設

- 2 7 水産物の流通施設の早期復旧及び水産加工業者の経営再建に対する支援
- 2 8 水産養殖生産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設
- 2 9 漁場等の再生に向けた支障物除去に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 0 漁業者自身による漁場回復活動の支援
- 3 1 特定施設に対する国による復旧事業の実施
- 3 2 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長
- 3 3 災害査定の簡素化について

< 経済産業省関係 >

- 1 試験研究機関の機器の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 2 被災した製造業に対する総合的な支援制度の創設
- 3 被災した商店等に対する総合的な支援制度の創設
- 4 震災地域企業に対する取引停止等の防止に関する指導
- 5 被災した商工会，商工会議所に対する総合的な支援制度の創設
- 6 中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金の補助対象の拡大等
- 7 経営セーフティ共済融資の融資限度額の引き上げ等
- 8 政府系金融機関による災害復旧貸付の拡充及び今回の災害に限定した新たな貸付金の創設
- 9 中小企業信用保険法特例措置の拡充及び今回の災害に限定した新たな特例保証制度の創設
- 1 0 既往債務の返済猶予及び減免措置
- 1 1 信用保証協会への支援
- 1 2 県制度融資への支援
- 1 3 地域金融機能の確保
- 1 4 小規模企業者等設備導入資金に係る貸付対象事業者の拡大及び貸付要件の緩和並びに激甚災害法の適用範囲の拡大
- 1 5 中小企業高度化事業に係る償還猶予の特別措置
- 1 6 地方自治体が単独で整備した国際展示施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度及び融資制度の創設
- 1 7 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 8 被災中小企業及び復興支援者に対する法人税等，税制面での減免等の措置
- 1 9 F A Z 法に基づき設立された第三セクターに対する政府系金融機関融資の償還免除等
- 2 0 住宅敷地等陥没緊急保全対策の実施
- 2 1 被災した自動車の買換えに対する財政的支援制度の創設
- 2 2 東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の

事故による日本の輸出品に対する諸外国の規制等に対する取組

- 2 3 原子力災害への対応
- 2 4 宮城県原子力防災対策センター（オフサイトセンター）の災害復旧費に対する必要な予算の確保
- 2 5 工業用水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大

< 国土交通省関係 >

- 1 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の支払免除
- 2 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ
- 3 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大（更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化）
- 4 市街地復興計画の策定費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 5 都市計画街路の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 6 土地区画整理事業地の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 7 下水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ
- 8 港湾施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 9 災害復旧調査費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 1 0 都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 1 1 大規模盛土造成地変動予測調査費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 1 2 大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 1 3 内陸域（地震のみによる被災区域）に係る災害査定 of 早期実施
- 1 4 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長
- 1 5 災害査定手続きの簡素化
- 1 6 仙台湾沿岸仙台南部海岸における直轄災害復旧事業の推進
- 1 7 港湾施設等物流機能の復旧支援について
- 1 8 空港アクセス鉄道，空港ビル施設及び空港貨物施設等の国有財産使用料の減免
- 1 9 防災集団移転促進事業の国庫補助率の更なる嵩上げ
- 2 0 建築基準法による建築制限期間等の延伸
- 2 1 災害公営住宅整備，復旧にともなう補助の拡充
- 2 2 津波被災市街地の復興に係る支援制度の新設
- 2 3 被災市街地復興土地区画整理事業の適用拡大及び国庫補助率の嵩上げ
- 2 4 住宅の確保等に対する補助新設
- 2 5 被災を受けた土地区画整理事業に係る国庫補助率嵩上げ

- 2 6 土地区画整理組合の経営支援の充実
- 2 7 下水道施設の災害復旧事業対象の拡大について
- 2 8 被災失業者の公共事業への就労促進に関する制度の創設
- 2 9 被災を受けた建設業への支援制度の創設
- 3 0 第三セクター鉄道，離島航路，バス等の被災公共交通事業者の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設と国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大並びに事業者への出資及び運転資金融資制度等の創設
- 3 1 空港ビル施設，空港貨物施設等の地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターの災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設並びに事業者への出資及び休業期間の運転資金融資制度等の創設
- 3 2 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 3 観光施設・宿泊施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

< 環境省関係 >

- 1 自然公園内の県施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大
- 2 自然公園内の市町村施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設
- 3 自然公園法の弾力的な運用
- 4 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大（更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化）
- 5 災害等廃棄物処理事業費補助金交付対象範囲の拡大
- 6 廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ
- 7 環境影響評価法の適用除外対象範囲の拡大

# 要望項目に係る説明書

## <各府省に共通するもの>

### 1 (仮称)災害復興基本法の制定

このたびの震災は、被害やその範囲が我が国災害史上最大規模のものであり、被害額が被災自治体の年間予算を大きく上回る状況であることから、国土の復興との考え方に立ち、国の全面的かつ主体的な関与を法律で規定するよう求めます。

また、震災復興に向けた基本方針、復興までの道筋等について、被災自治体の意見を踏まえながら、早期に法制化することを求めます。

### 2 (仮称)東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の制定

沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けていることから、従来の災害復旧における費用負担のあり方にとらわれることなく、被災自治体の負担がゼロになることを基本とした国の財政援助について早期の法制化を求めます。

### 3 (仮称)災害復興交付金の創設による災害対策費及び災害復旧事業費等の全額国庫一括交付金化(省庁ごとの補助金及び地方債によらない対応を)

このたびの震災による被災地域は広大であり、被災件数も膨大に上ることから、国の財政支援が従来どおり補助金を中心としたものにした場合、国・地方自治体の双方において補助金の交付に要する事務が過大となり、自治体運営に支障を来すおそれがあります。

また、補助金での支援の場合、各省庁により補助対象事業費がこと細かく定められることから、1件1件について各省庁と密接に協議を重ねたとしても、解体や撤去に係る費用など、省庁によってはかなりの経費が補助対象外となったり、省庁の定める単価を超過した部分について補助対象外になるのが通例です。

つきましては、道路、河川、港湾、漁港、農地など、行政分野ごとの被害額を外形基準として国の支援額を算定し、各省庁分を一括して交付金として交付するとともに、交付金の用途についても、地方自治体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすることを求めます。

また、現行制度における国の財政支援は主として国庫補助と地方債の元利償還金に対する地方交付税措置からなっていますが、可能な限り、上記の(仮称)災害復興交付金に一本化し、当年度中での全額国費での支援を求めます。

なお、(仮称)災害復興交付金に関しては、(仮称)災害復興基本法において法定化し、原則として、災害救助法が適用された市町村とこれを包含する

都道府県をその交付対象自治体として規定することを求めます。

#### **4 被災地の復興に向けた補正予算の編成**

被災した地方自治体が速やかに災害対策や災害復旧事業に取りかけられるよう、国において早期に補正予算を成立させ、速やかに国費を交付することができるよう求めます。

#### **5 被災地の復興を促進する特別な法制度の整備**

被災地の復興を早期に行うためには、復興に支障となる規制を適用しない、各種手続きを簡素化するとともに手続きに要する期間を短縮する等の特例措置が必要です。被災自治体の意見を踏まえながら、適宜必要となった都度、各種の特例措置を法制化するよう求めます。

#### **6 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設並びに事業者への出資、運転資金融資制度の創設**

従来、地方自治体等が単独で整備した施設に係る災害復旧費は国庫補助の対象外とされていますが、このたびの震災では、地方自治体等が単独で整備した施設も甚大な被害を受け、現行制度で起債対象外の施設や元利償還金に対する交付税算入率の低い施設を中心に、地方負担が過重となっています。このたびの被害の大きさに鑑み、地方自治体等が単独で整備した施設の災害復旧費についても国庫支出金の交付対象とするよう求めます。

また、事業者への出資や運転資金融資などについても国による新たな支援制度の創設を求めます。

#### **7 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大（更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化）**

このたびの震災では広範な地域が津波により浸水し、無秩序にがれきや土砂で覆われています。現行制度では道路、河川等の公共土木施設上のがれきや土砂は各施設管理者が行い、それ以外の地域は市町村が行うこととされていますが、いずれも現行制度では地方負担が発生し、このたびの震災ではがれきだけでも県全体で1800万トンと通常時に我が県で発生する一般廃棄物の23年分にも達する見込みであることから、地方負担額は被災自治体の

財政規模に比較して非常に大きな額になるものと見込まれます。

がれきや堆積土砂の撤去は本格的な復興を進める上で早期に行わなければならないことから、全額国費で実施年度に被災自治体に交付することを求めます。

また、管理の区分によって施行者が変わることは作業が非効率となることなどから、災害等廃棄物処理事業費補助金に一元化を図ること又は、一括交付金化することを求めます。

## **8 地方自治体が平成23年3月1日から3月31日までの間に平成22年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について、国において平成23年度に事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な法制度の整備**

このたびの震災では、災害応急措置として、国庫補助の対象になるようなものでも、必要にせまられて国の交付決定を待たずに発注を済ませています。

こうした事情をご理解いただき、県の実施年度が過ぎたものであっても、事後承認の上、県の実施年度の翌年度において国費を交付するよう求めます。

## **9 地方自治体が平成23年4月1日以降に平成23年度の災害応急措置として国の交付決定を待たずに既に支出負担行為を起こした経費について、国において事後的に国庫支出金の交付を可能にする特別な法制度の整備**

今後も現場の判断で早急に応急措置を講じる必要がある場合は、国庫補助の対象になるようなものでも、必要にせまられて国の交付決定を待たずに発注しなければならないことが起こりうると考えられます。事情をご理解いただき、こうした場合であっても、事後承認の上、国費を交付するよう求めます。

## **10 災害査定の簡素化**

現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、作成資料並びに設計更手続きにおいて各種規定があり、今回の激甚災害では対応が困難なことから柔軟な運用、手続きの簡素化が図られるよう求めます。



## <内閣府関係>

### 1 総合的な防災力の再構築に向けた支援

今回の震災は、想定を超える地震・津波により、消防機能が大きく失われるとともに防災システムの流失や損傷などにより、迅速な情報収集や伝達が困難となり、発災後の市町村と連携した初動対応に大きな支障を来しており、また、宮城県防災ヘリコプターが津波により流され使用不能となり本来の災害対応、救急・救助活動に大きな支障を来しています。

については、住民を被害から守る地域の防災力が著しく損なわれている状況にあることから、ハード面・ソフト面を捉えた総合的な防災力の再構築が急務となっており、早急な対策・支援を求めます。

### 2 避難者等の生活再建に向けた支援

今後、7万人近い避難者とその数倍の自宅避難者の避難生活が長期化することから、災害救助法に定める「避難所」、「応急仮設住宅」、「医療」等の応急救助の供与にあたっては、事務手続きを含め迅速かつ柔軟な対応を図り、避難者が早期に生活を再建できるよう支援を求めます。

### 3 被災者生活再建支援制度の充実

今回の震災では、津波により住宅の殆どが一瞬にして失われるなど、十万户を超えると想定される全壊及び大規模半壊世帯が発生したことから、被災者生活再建支援金の充実とともに被害認定基準を緩和を求めます。

### 4 災害復旧・復興過程における治安事象の変化に的確に対処するための警察官等の緊急増員

今後の復旧・復興過程においては、都市基盤及び社会経済構造等の再構築に向け、被災家屋、損壊道路等の構築物の撤去や復旧・復興の用に供する建築資機材等の搬入に伴う円滑な交通の確保と住民の安全確保を中心とする治安の確保により、社会的安定と人心の安定を図ることが緊急の課題です。

しかし、被災地の現状を見ると、長期の避難生活、物資不足等による疲労感、将来への不安等の表面化と相まって、被災者の焦燥感が募り、社会生活上の混乱や無秩序状態が出現し、従来の良好な治安基盤の根底を覆すことになりかねないことから、災害の復旧・復興過程における治安事象の変化に的確に対処するため、警戒警ら活動を中心とした地域安全安心活動及び被災者対策、円滑な交通の確保に向けた交通整理・誘導要員体制等の人的基盤を緊

急的に強化することを求めます。

## **5 交通安全施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大**

現行制度上、交通安全施設の整備に対しては、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に規定する特定交通安全施設のみが国庫補助対象となっており、補助率は1/2となっています。このたびの震災では、沿岸部を中心に交通安全施設も壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるほか、従来の国庫補助対象以外の施設についても災害復旧費が極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

## **6 警察施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大**

現行制度上、警察施設等の整備に対しては、鉄筋コンクリート構造の建物など一定の基準を満たすもののみが国庫補助対象となっており、補助率は1/2となっています。このたびの震災では、沿岸部を中心に警察施設も壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるほか、従来の国庫補助対象以外の施設整備及び改修・修繕についても災害復旧費が極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

## **7 交番・駐在所等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、交番や駐在所等の施設整備に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に交番や駐在所等も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **8 災害時の特別な警察活動費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大**

現行制度上、警察活動費に対しては、国が補助対象経費として整理した経費の一部が国庫補助対象となっており、補助率は国の予算の範囲内で1/2となっています。このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、警察活動費が極めて多額に上り、現行補助率では地方負担が過大になるほか、国庫補助対象以外の経費として整理されている警察活動費も極めて多額に上

ることから，現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

## < 総務省関係 >

### 1 壊滅的な被害を受けた行政庁舎及び主たる庁用備品・公用車並びに消防施設・設備の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、行政庁舎等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に行政庁舎等も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### 2 行政情報通信ネットワーク設備・防災ネットワーク設備及び各種情報システム等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、行政情報通信ネットワーク設備・防災ネットワーク設備及び各種情報システム等災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に行政情報通信ネットワーク設備・防災ネットワーク設備及び各種情報システム等も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### 3 災害時の特別な行政活動費に対する国庫支出金交付制度の創設及び特別交付税の増額

現行制度上、地方自治体の一般的な行政事務に対しては、国庫補助制度がありません。沿岸部を中心に県内のほぼ全域が大きな被害を受けたため、行政活動費が極めて多額に上り、地方自治体の負担が過大になることから、新たな国庫支出金交付制度の創設及び特別交付税の増額を求めます。

### 4 地方交付税の繰上交付

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、応急対策や復旧事業等に必要な歳出は一刻も早い執行が必要なものの、被災者などからの県税その他の歳入の収納時期は遅れるものと見込まれ、被災自治体の資金繰りが悪化する可能性が高くなっています。円滑に予算を執行するため、資金繰り支援として地方交付税の繰上交付を求めます。

**5 地方自治体が平成23年3月11日から3月31日までの間に平成22年度の災害応急措置として既に支出負担行為を起こした経費について、平成23年度に事後的に地方債の発行を可能にする特別な法制度の整備**

このたびの震災では、災害応急措置として、地方債の対象になるようなものでも、必要にせまられて一般財源で発注を済ませています。こうした事情をご理解いただき、県の実施年度が過ぎたものであっても、事後承認の上、県の実施年度の翌年度において地方債の発行ができるよう求めます。

**6 歳入欠かん等債の発行要件の緩和（災害の発生した日の属する年度以降も数年間にわたって発行が可能とすること、国の特別立法等による減免制度を超える減免を行った場合も対象とすること及び各種徴収金の減免のみならず震災の影響による地方税収入等の不足を補うことが可能となるようすること）**

このたびの震災は年度末に発生したため、各種徴収金の減免は平成23年度に本格化し、それによる減収は数年間継続するものと見込まれることから、歳入欠かん等債を今後数年間継続して発行できるよう求めます。

また、壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に金融機関が営業を停止していたり、支払義務者が支払先の金融機関等に移動する手段が損なわれていたりすることから、多額の支払遅延が見込まれ、結果として地方税収入等の不足が懸念される状況にあります。こうした減免によらない減収についても歳入欠かん等債の発行可能額に算入できるよう求めます。

**7 地方自治体が被災した公営住宅の使用料等について平成23年3月11日から3月31日までの分を平成23年度において平成22年度にさかのぼって減免した場合、平成23年度において確定した平成22年度の減収分を平成23年度の歳入欠かん債の発行可能額に算入することを可能にする特別な法制度の整備**

このたびの震災は年度末に発生したため、平成22年度中にすべての被害を把握して公営住宅使用料等の減免等の処分を確定することが困難であったことから、今後数か月をかけて、震災の発生した平成23年3月11日にさかのぼって減免等の処分が行われる見込みです。こうした手続きによる平成22年度の減収額は平成23年度において確定することから、平成22年度の歳入欠かん債の算定に用いることはできませんでした。

しかし、これら減免により我が県の収入は不足することから、平成23年度の歳入欠かん等債の発行可能額に算入できるよう求めます。

## 8 被災して滅失した施設等に係る地方債残債の繰上償還免除

被災自治体においては、地方債を充当して整備した施設等も壊滅的な被害を受けており、一方でこれら施設の地方債残債を繰上償還できる財政的な余裕はありません。このたびの震災で被災した自治体については、震災により滅失した施設等に係る地方債残債の繰上償還を免除するよう求めます。

## 9 地方債を充当して整備した施設等が被災した場合において災害復旧のために施設等の資産価値を超えて地方債を充当できるようにすること及び資産価値を超えた元利償還金に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災は、沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらしたため、例えば臨海土地造成事業債を活用して土地造成を行ったところについて災害復旧のためにさらに臨海土地造成事業債を充当しようとする、債務が造成土地の資産価値を大きく上回り、土地の売却益で臨海土地造成事業債を全額償還することは不可能と見込まれます。しかし、災害復旧しなければ周辺地域に及ぼす危険が除去できず、なおかつ土地を売却することもできません。

このような場合、まずは災害復旧のため、土地の資産価値を超えて特別な地方債を充当できるよう求めます。

また、土地の資産価値を超えて発行した地方債の元利償還金を土地の売却益で回収することはできないことから、いずれは一般会計で一般財源により補てんせざるを得なくなるものと見込まれ、被災自治体の財政を圧迫する要因ともなります。災害復旧のために起こしたこうした特別の地方債の元利償還金に対しては、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

以上のことは、他の公営企業債や公営企業に準じる事業を行う第三セクターへの転貸債を充当して整備した施設等の一部においても共通することから、同様の措置を求めます。

## 10 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する一般会計繰出制度の拡大及び地方交付税措置の拡大

地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設が被災して多額の災害復旧費が必要となった場合、地方公営企業の一部に国庫補助金や繰出金、地方債を充当できる制度はあるものの、これらを充当することができないものについては、災害復旧費分を使用料等に転嫁して受益者の負担に帰することは困難であることから、一般会計から一般財源により繰出等をしなければならぬものと見込まれます。こうした災害復旧のための繰出金等に対しても、新たな国庫支出金交付制度の創設または地方交付税措置を求めま

す。

なお、地方公営企業型地方独立行政法人施設に対する転貸債のメニューには災害復旧事業が含まれていないことから、転貸債のメニューへの追加を求めます。

### **1 1 被災した第三セクター鉄道事業者の固定資産税の減免に対する国の財政支援制度の創設**

被災施設を有する事業者に対しては、事業活動の再開ができない期間においても、固定資産税の減免の対象は、被災を受けた対象施設までととなっております。

このたびの震災では、沿岸部を中心に鉄道事業者も壊滅的な損害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、固定資産税の全額免除を実施する関係市に対して、財政支援制度の創設を求めます。

### **1 2 被災して滅失した施設等に対する郵貯・簡保融資の元利償還金の減免を可能にする特別な法制度の整備**

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、郵貯資金や簡保資金の融資を受けて整備した施設も被災して滅失したものがありません。今後、復旧を断念して廃止したり、新たな地方債等を充当して復旧するものと見込まれますが、滅失した施設等の元利償還を続けることは被災自治体にとって負担が大きいことから、国の震災対策の一環として、これら元利償還金の全部または一部の支払免除を求めます。

### **1 3 防災ヘリコプターの無償貸与**

このたびの震災では、我が県の防災ヘリコプターが津波で全損の被害を受けました。防災ヘリコプターは救助活動等に欠かすことができず、大きな被害を受けた我が県においては今後ますます需要が増すものと見込まれることから、防災ヘリコプターの無償貸与を求めます。

### **1 4 市町村が設置した条件不利地域における携帯電話基地局の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、条件不利地域における携帯電話基地局の新規整備については国庫補助制度があるものの、災害復旧費に対しては国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に条件不利地域における携帯電話基地局も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、

新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **1 5 市町村等が設置した地上デジタル放送移行のための共聴施設等や光ファイバ等の情報通信基盤の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上，地上デジタル放送移行のための共聴施設等や光ファイバ等の情報通信基盤の新規整備については国庫補助制度があるものの，災害復旧費に対しては国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に地上デジタル放送移行のための共聴施設等や光ファイバ等の情報通信基盤も壊滅的な被害を受けており，災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。



## < 外務省関係 >

### 1 被災して滅失した旅券に対する救済制度の創設

現行制度上、震災により流失や毀損をした旅券に対しては、救済制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、津波により旅券を流失させた者が数多くいます。被災して滅失した旅券を再発行するなどの救済制度の創設を求めます。

## < 財務省関係 >

### 1 被災して滅失した施設等に対する財政融資の元利償還金の減免を可能にする特別な法制度の整備

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、財政融資を受けて整備した施設も被災して滅失したものが 있습니다。今後、復旧を断念して廃止したり、新たな地方債等を充当して復旧するものと見込まれますが、滅失した施設等の元利償還を続けることは被災自治体にとって負担が大きいことから、国の震災対策の一環として、これら元利償還金の全部または一部の支払免除を求めます。

### 2 被災して滅失した施設等に対する政府系金融機関等融資の元利償還金の減免を可能にする特別な法制度の整備

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、政府系金融機関の融資を受けて整備した施設も被災して滅失したものが 있습니다。今後、復旧を断念して廃止したり、新たな地方債等を充当して復旧するものと見込まれますが、滅失した施設等の元利償還を続けることは被災自治体、公営企業に準じる事業を行う第三セクター等にとって負担が大きいことから、国の震災対策の一環として、これら元利償還金の全部または一部の支払免除を求めます。

### 3 空港アクセス鉄道、空港ビル施設及び空港貨物施設等の国有財産使用料の減免

今後の震災復興に関して重要な公共施設である空港アクセス鉄道、空港ビル施設、空港貨物施設等の事業者への支援策として、国有財産使用料の全額を免除することを求めます。

### 4 災害査定の簡素化

現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、作成資料並びに設計更手続きにおいて各種規定があり、今回の激甚災害では対応が困難なことから柔軟な運用、手続きの簡素化が図られるよう求めます。

## < 文部科学省関係 >

### 1 公立及び私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の更なる嵩上げ

現行制度上、公立学校施設の災害復旧費に対しては、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により 2 / 3 の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に 2 割程度の嵩上げが可能となっています。

また、私立学校の災害復旧費に対しては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により 1 / 2 の国庫補助となっています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に公立学校も壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になるほか、復旧に際しては、場所や規模等原形復旧が困難な地域もあり、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

また、私立学校においても公立並の国庫支出金交付率に引き上げるよう求めます。

### 2 社会教育施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ

現行制度上、社会教育施設の災害復旧費に対しては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により 2 / 3 の国庫補助があります。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に社会教育施設も壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるほか、現行制度では国庫補助対象外となる復旧工事のための仮設道路の設置などの附帯工事も極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

### 3 教員研修施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、地方自治体が単独で整備した教育研修施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、教育研修センターのほか、沿岸部に平成 24 年開設を目指して平成 22 年に着工した教育・福祉複合施設が被害を受け、災害復旧費が極めて多額に上ることから、地方自治体が単独で整備した教育研修施設の新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **4 被災した公共交通機関が復旧するまでに必要なスクールバス等代替交通機関の確保及びそれに要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設**

このたびの震災では、沿岸部を中心に公共交通機関も壊滅的な被害を受け、公共交通機関が長期に渡って不通となっているため、これらが復旧するまでの間、スクールバス等代替交通機関の確保が必要になっています。

現行制度上、スクールバス等代替交通機関に要する経費に対しては、国庫補助制度がなく、被災自治体の負担が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **5 仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩する通学費に対する国庫支出金交付制度の創設**

このたびの震災では、沿岸部を中心に公共交通機関も壊滅的な被害を受け、現校舎と離れた場所に仮設校舎が建設されたり、仮設住宅が学校から遠隔地に設置されることによって、児童生徒の通学費が増嵩することが見込まれます。

現行制度上、震災に伴い増嵩する通学費に対しては、国庫補助制度がなく、児童生徒の負担が大きいことから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **6 被災児童生徒に対する就学援助、奨学金及び給食費援助の拡充について**

現行制度上、経済的に困窮している世帯の児童生徒には、就学援助及び奨学金により就学機会が確保されています。

このたびの震災により経済的に困窮する世帯の児童生徒の増加が見込まれることから、就学援助、奨学金及び給食費援助の弾力的運用と拡充を求めます。

#### **7 被災県に対する教職員定数の加配措置及び基礎定数や政令加配定数の弾力的な活用を可能にする特例措置**

このたびの震災では、壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、児童生徒が自ら死の危険にさらされたほか、近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒は極めて大きな精神的苦痛を受けています。

児童生徒が一刻も早く正常な学校生活に戻るようするためには、児童生徒に対するきめの細かい教育的支援が必要であることから、教職員定数を弾力的に活用することにより、被災校などに対する教職員の手厚い配置が可能になるよう求めます。

## **8 災害発生年度末で退職した経験豊富な教職員の任用経費に対する国庫支出金交付制度の創設**

児童生徒が一刻も早く正常な学校生活に戻れるようにするためには、児童生徒に対するきめの細かい教育的支援が必要であり、退職教員等を臨時職員として任用する措置が有効です。

現行制度上、こうした経費に対しては、国庫補助制度がなく、被災自治体の負担が多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **9 スクールカウンセラー活用事業の拡充措置及び国庫支出金交付率の嵩上げ**

このたびの震災では、壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、児童生徒が自ら死の危険にさらされたほか、近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒は極めて大きな精神的苦痛を受けています。

児童生徒が一刻も早く正常な学習活動に戻れるようにするためには、児童生徒に対するきめの細かい心のケアが必要であり、スクールカウンセラーの活用が有効です。

現行制度上、スクールカウンセラー活用に対する国庫補助率は1 / 3となっていますが、このたびの震災では、多数のカウンセラーが必要であることから現行補助率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

また、私立学校がスクールカウンセラーを雇用した場合の国庫補助は、年額15万円となっていますが、公立と同様にきめ細かい心のケアが必要であり、現行の補助額では私立学校の負担が過大になることから、現行国庫支出金交付額の引き上げを求めます。

## **10 スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充措置及び国庫支出金交付率の嵩上げ**

このたびの震災では、壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、保護者を失った児童生徒の増加が懸念されます。

児童生徒の将来にわたるケアを行う必要があり、スクールソーシャルワーカーの活用が有効です。

現行制度上、スクールソーシャルワーカー活用に対する国庫補助率は1 / 3となっていますが、このたびの震災では、多数のソーシャルワーカーが必要であり、現行補助率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

## **1 1 災害発生翌年度においても災害救助法により被災生徒に対して教科書等の給与を可能にする特別な法制度の整備**

現行制度上、災害救助法に基づいて被災生徒に給与される教科書等は災害発生年度に限られています。このたびの震災は年度末近くに発生したため、実質的に給与を受けられないことから、その特殊性に配慮いただき、災害が発生した翌年度も教科書等の給与が可能になるよう求めます。

## **1 2 被災した教職員に対する総合的な支援制度の創設**

学校現場の正常化に向けては、児童生徒及び保護者への支援はもとより、自らも被災するなど厳しい環境の中で学校現場を支える教職員への支援が必要です。

現行制度では、被災した教職員を支援する国庫補助制度がなく、教職員に対する心のケアを目的としたカウンセラーの派遣、被災地における教職員住居の確保に係る国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **1 3 学校管理下において死亡した児童生徒等に係る死亡見舞金の支給**

現行制度上、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う給付制度では、政令の定めにより地震・津波等の非常災害の場合は死亡見舞金の給付を行わないこととされていますが、この度の被害の深刻さに鑑み、特例的に死亡見舞金の支給を求めます。

## **1 4 文化財の修復等にかかる経費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の嵩上げ**

現行制度上、文化財の修復に対しては、国指定の文化財に限り1/2の国庫補助があり、激甚災害の場合は2割程度の嵩上げが可能となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に文化財が壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるほか、従来の県や市町村指定の文化財など国庫補助対象以外の文化財についても修復費が極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

## **1 5 埋蔵文化財調査の弾力的な運用**

現行制度上、埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合、文化財保護法の規則に基づく届出等が必要ですが、このたびの地震で壊滅的な被害を受けた地域の迅速な復興を図るため、埋蔵文化財調査の弾力的な運用を求め

ます。

また、復興に伴う発掘調査費用が多額に上ることから、現行国庫支出金交付率（1 / 2）の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。併せて、発掘調査件数が増加することから、発掘調査専門職員の支援を求めます。

## **1 6 特別名勝松島の現状変更の弾力的な運用**

現行制度上、丘陵部などへの建物の新築は原則として認められていません。

被災地の迅速な復興及び住民の津波に対する安心・安全な生活の再建のため、特別名勝松島の現状変更の許可基準の弾力的な運用及び手続きの迅速化を求めます。

## **1 7 公立大学法人への災害復旧事業に対する国庫支出金交付率の嵩上げ**

現行制度上、公立大学法人施設の災害復旧費に対しては、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により2 / 3の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、法人設立者である県の財政負担が過大になっていることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

## **1 8 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、公立大学法人が被災者に対する授業料の減免や経済的な支援等を行った場合、公立大学法人に対して運営交付金を追加交付する必要があります。

こうした経費に対しては国庫補助制度がありませんが、このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため減免件数が多く、負担が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **1 9 被災学生に対する無利子奨学金の全員採用と給付型奨学金の創設**

現行制度上、被災学生であっても無利子奨学金を受けられる人数には限りがあります。

被災学生全員が大学卒業まで無利子奨学金が受けられるよう募集人員の制限を撤廃するとともに、学業成績等一定の要件を満たす学生に対しては返済義務のない給付型奨学金の創設を求めます。

## 2 0 学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## 2 1 私立学校の災害復旧に際し学校設置者が融資を受ける際の無利子融資制度の創設

現行制度上、私立学校の災害復旧に係る日本私立学校振興・共済事業団の融資制度には、無利子融資はありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に私立学校施設も壊滅的な被害を受けており、学校設置者の負担が極めて多額に上ることから、無利子融資制度の創設求めます。

## 2 2 日本私立学校振興・共済事業団が行う融資の償還免除又は猶予

このたびの震災では、沿岸部を中心に私立学校も甚大な被害を受け、再開が困難な学校があるとの報告をうけています。そのような学校は、貸付金の償還が非常に困難なので、償還の免除がなされるよう求めます。

また、早い段階で再開できた学校でも、復旧費用の負担や学納金収入の減少などにより、貸付金の償還は困難となるので、平成23年3月期の元利支払いを当面6か月間猶予されることとなっていますが、一層の柔軟な取扱を求めます。

## 2 3 私立学校運営費補助制度の運用等について

現行制度上、運営費補助は、毎年5月1日の児童・生徒数を基準として年間の補助金額が算定されますが、今年度は年度内の児童・生徒数の変動が大きいことが予想されるほか、被害が甚大だった地域の学校においては、再開時期が5月1日以降にずれ込むことが考えられるので、県の弾力的運用に対して柔軟に対応されるよう求めます。

また、運営費補助金の算定にあたっては、圧縮率を乗じることなく、加えて震災時の特別単価を設けられますよう求めます。



## **2 4 私立学校が行う被災者への授業料減免等に対する国庫支出金交付の拡充**

現行制度上、私立学校の被災生徒の授業料及び入学金等学納金の減免に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため減免件数が多く、学校設置者の負担が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **2 5 宮城県原子力センターの災害復旧費に対する必要な予算の確保**

このたびの震災で宮城県原子力センターは全壊しました。当センターは、女川原子力発電所周辺地域の安全確保のため不可欠な施設であることから、その災害復旧費については、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

## <厚生労働省関係>

### 1 災害救助法により必要となる費用を全額国庫負担とする特別な法制度の整備

現行制度上，災害救助費に対する国庫負担率は5 / 10 ~ 9 / 10となっています。このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため，災害救助費が巨額に達し，現行補助率では地方負担が過大になることから，災害救助費の全額について国庫負担とするよう求めます。

### 2 福祉避難所における介護員等の配置基準の撤廃，人員配置に係る国庫費用負担

現行制度上，福祉避難所における介護員については，対象者10人につき1人とされていますが，必要な人員はこれを超えるのが実情であり，超過分の地方負担が過大になることから，配置基準を撤廃し，必要な人員配置に要する費用の全額を災害救助費の対象にするよう求めます。

### 3 災害救助法適用範囲の拡大

被災地から要請のない救援自治体における救援物資の輸送，保管，職員の派遣経費及び避難者の受入れに要する経費についても災害救助法の対象とするよう求めます。

### 4 災害救助法で規定する救助の種類追加（栄養管理等）及び災害救助法施行令で規定する医療及び輸送関係者の範囲の拡大（管理栄養士，臨床心理士，作業療法士等）

現行制度上，災害救助法で規定する救助の種類に栄養管理，健康障害・生活障害の予防，静脈血栓症及び肺塞栓症，感染症の予防・防疫，高齢者・障害者の介護，児童の養護は含まれていませんが，これらの救助が不可欠であるのが実情であり，これら救助に係る地方負担が過大になることから，これらを救助の種類に含めるよう求めます。

また，災害救助法施行令で規定する救助業務従事者の範囲に管理栄養士及び栄養士，精神保健福祉士，臨床心理士，作業療法士，理学療法士及び言語聴覚士，心理判定員，手話通訳士，介護福祉士，介護支援専門員，社会福祉士，訪問介護員，児童福祉司，児童心理司，その他必要な職種（事務員等）は含まれていませんが，これらは不可欠であり，これらに係る地方負担が過大になることから，これらの追加を求めます。

## 5 災害救助法適用期間の延長

今回の震災に係る災害救助の対応は長期化することが見込まれることから、避難所の設置、応急仮設住宅の供与、医療・助産、炊き出しなどの救助期間について、さらなる延長措置を行うよう求めます。

## 6 事務処理の簡素化

被災地以外の自治体が救助に要する経費を支弁した場合に、被災県に求償するのではなく、国に請求することができるような制度とするよう求めます。また、今後、精算に至るまでの事務量が膨大となる見込みであることから、添付書類を簡素化するなど、被災自治体における事務処理の負担軽減を図ることを求めます。

## 7 応急仮設住宅の基準限度額の引き上げ及び解体撤去費用について

応急仮設住宅の基準限度額については、現在238万7千円と定められていますが、建設資材及び職人等の人員確保が難しい等、建設に係るコストの高騰が想定され、現行の限度額を超えた建設経費となることが明らかであることから、建設に必要な額までの引き上げを求めます。

また、現行制度上、応急仮設住宅についてはリース契約の場合は、その解体撤去費用を認められていますが、購入した場合の解体撤去費用の負担については、明確になっておらず、自治体で負担することとなった場合、その費用は巨額となることから国庫負担とするよう求めます。

## 8 民間賃貸住宅の遡及適用について

民間賃貸住宅を自治体が借り上げる前に、契約入居している方々については、応急仮設住宅の供与とは認められないとされていますが、こうした方々の中には、避難所にいる方々と同様に住家が全壊又は流出し、また、資力も十分でない方々があります。

については、契約日まで遡及し、応急仮設住宅として認めるなどの救済措置を求めます。

## 9 災害救助法に係る応急修理制度の拡充について

今回の震災の規模が甚大であり、かつ、災害救助の対応が長期化することが見込まれることから、災害救助法に係る応急修理については、実施期間の

延長，所得制限の撤廃など，より利用しやすい制度となるよう求めます。

## **1 0 災害弔慰金，災害障害見舞金及び災害援護資金等に対する国庫支出金交付率の嵩上げ**

現行制度上，災害弔慰金，災害障害見舞金及び災害援護資金に対する国庫負担率は $1/2 \sim 2/3$ となっています。このたびの震災では沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため，災害弔慰金，災害障害見舞金及び災害援護資金が巨額に達し，現行補助率では地方負担が過大になることから，現行国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

### **1 1 保健衛生施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ(全額)**

現行制度上，保健衛生施設等の災害復旧費に対する国庫補助率は，施設ごとに $1/3 \sim 2/3$ となっています。このたびの震災では，沿岸部を中心に保健衛生施設も壊滅的な被害を受けており，現行補助率では地方負担が過大になることから，全額国庫補助とするよう求めます。

### **1 2 セーフティーネット支援に対する国庫支出金交付率の嵩上げ(全額)**

現行制度上，激甚災害被災世帯への貸付に対する国庫補助率は， $3/4$ となっています。このたびの震災では，沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため，貸付額が巨額に達し，現行補助率では地方負担が過大になることから，全額国庫補助とするよう求めます。

### **1 3 独立行政法人福祉医療機構が実施する災害給付資金について，事業対象者の拡大，利率の引き下げ(無利子化)**

現行制度上，独立行政法人福祉医療機構による被災した社会福祉法人や社会福祉施設の開設者に対する災害復旧貸付(経営資金)の貸付利率は $0.5\%$ となっており，特定有料老人ホーム，営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等は貸付対象から除外されています。

このたびの震災では，沿岸部を中心に社会福祉関係施設も壊滅的な被害を受けており，現行貸付利率では社会福祉法人や社会福祉施設の開設者の負担が過大になるほか，貸付対象から除外された者の負担も過大となることから，貸付利率を無利子にするとともに，貸付対象の拡大を求めます。

#### **1 4 医療施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（民間等）**

現行制度上、医療施設の災害復旧費に対しては、公的医療施設等の一部が国庫補助対象となっており、補助率は1/2～2/3となっていますが、民間医療施設の災害復旧費に対しては国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、公的医療施設の災害復旧費が極めて多額に上り、現行補助率では地方負担が過大になるほか、従来の国庫補助対象以外の民間医療施設の災害復旧費も極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

#### **1 5 医療施設耐震化臨時特例基金の設置期限の延長**

医療施設耐震化臨時特例基金の設置期限は平成25年度まで延長していますが、このたびの震災では沿岸部が壊滅的な被害を受け、ゼロからの復興となるため、より長期的な視点が必要であり、基金の設置期限の再延長が可能となるための措置を求めます。

#### **1 6 地域医療再生臨時特例基金の設置期限の延長**

現行制度上、地域医療再生臨時特例基金の設置期限は平成25年度までとされていますが、このたびの震災では沿岸部が壊滅的な被害を受け、ゼロからの復興となるため、新たな地域医療再生計画の策定にあたっては、より長期的な視点が必要であり、基金の設置期限の延長を求めます。

#### **1 7 医療従事者確保及び流出防止のための財政支援**

現行制度上、医療従事者確保及び流出防止に係る経費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災で被災した地域では、今後医療機関の再開に向けて多くの医療従事者が必要であり、人材の確保及び流出防止に必要な地方負担が過大となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **1 8 社会福祉施設等の災害復旧に対する国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（民間等）並びに交付手続の簡素化**

現行制度上、社会福祉施設等の災害復旧費に対しては、施設の種類により1/3～7/12の国庫補助がありますが、交付金の交付を受けて整備した

もの以外のものなどに対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、社会福祉施設等の災害復旧費が極めて多額に上り、現行補助率では地方負担が過大になるほか、従来の国庫補助対象以外の社会福祉施設等の災害復旧費も極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

## **1 9 介護保険給付費負担金等への財政的支援**

今回の甚大な災害により、被災市町村の財政基盤が大きく損なわれたことから、介護保険給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額、財政安定化基金の交付要件の緩和など、国の責任において十分な財政支援措置を求めます。

## **2 0 介護保険料，サービス利用料の減免に係る財源措置（補てん）**

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、被災者に対する介護保険料、サービス利用料の減免額が極めて多額に上ると見込まれることから、国による補てんを求めます。

## **2 1 国民健康保険団体連合会の一時借入に係る利子補給**

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、被災市町村から国保連合会への介護報酬の支払いが困難な状況であり、やむを得ず国保連合会が金融機関から借り入れて立て替えています。また、利払費が多額に上ることから、国による利子補給等の支援措置を求めます。

## **2 2 母子寡婦福祉資金貸付について、国庫支出金交付率の嵩上げ（全額）、利子負担の軽減（無利子）、貸付対象（基準）の拡大**

現行制度上、母子寡婦福祉資金貸付の生活資金の一般貸付は、配偶者のない女子となって7年未満の者と限定されており、通常为国庫負担は2 / 3、激甚災害時は3 / 4となっています。また、保証人がない場合は貸付利率が1.5%となっています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に多数の母子家庭が被災し、現行の国庫負担率では地方負担が過大になるほか、保証人がない者や貸付対象としての要件を満たさない者の負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと利子の軽減、貸付対象の拡大を求めます。

## **2 3 安心こども基金の設置期限の延長，事業対象の拡大**

現行制度上，安心こども基金の設置期限は，原則，平成23年度までとされていますが，このたびの震災では沿岸部が壊滅的な被害を受け，当初予定していた事業の実施が困難となることから，基金の設置期限の延長を求めます。

また，安心こども基金は，保育所等大規模修繕が対象で軽微な小修繕は対象外とされているほか，被災した保育所等の児童を受け入れる場合の追加の備品整備も対象外とされていることから，基金事業の対象範囲の拡大を求めます。

## **2 4 身体障害者社会参加支援施設の災害復旧に対する国庫支出金交付率の嵩上げ**

このたびの震災では，身体障害者社会参加支援施設も被害を受けていることから，災害復旧に係る国庫支出金交付率の嵩上げを求めます。

## **2 5 障害福祉関係施設の災害復旧に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大（民間等）並びに交付手続の簡素化**

現行制度上，障害福祉関係施設の災害復旧費に対しては，補助対象部分について補助率1/2の国庫補助がありますが，整地等の経費は国庫補助対象外とされています。

このたびの震災では，沿岸部を中心に社会福祉関係施設も壊滅的な被害を受けており，現行補助率では地方負担が過大になるほか，従来の国庫補助対象以外の施設についても災害復旧費が極めて多額に上ることから，現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

また，できる限り交付手続きを簡素化するように求めます。

## **2 6 障害者就労支援施設の再建制度の創設**

現行制度上，NPO法人等が運営する障害者就労支援施設の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に障害者就労支援施設も壊滅的な被害を受けており，災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **2 7 障害者自立支援基盤整備事業の補助上限の引上げ及び基金の積み増し**

このたびの震災では，沿岸部を中心に障害福祉関係施設も壊滅的な被害を

受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、障害者自立支援基盤整備事業の対象に災害復旧事業を加え、補助上限を現行の2千万円から1億円程度に引き上げるとともに、基金事業の実施期限を延長した上で、大幅な積み増しを求めます。

## **2 8 社会福祉施設等耐震化等特別対策事業の対象の拡大及び基金の積み増し**

社会福祉施設等耐震化等特別対策事業の対象に災害復旧事業を加えるとともに、基金事業の実施期限を延長した上で、大幅な積み増しを求めます。

## **2 9 災害による国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の減免措置に対する財源措置（補てん）**

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度における一部負担金の減免額が極めて多額に上ると見込まれることから、国による補てんを求めます。

## **3 0 災害による国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の減免措置に対する財源措置（補てん）**

このたびの震災では、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けたため、被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料（税）の減免額が極めて多額に上ると見込まれることから、国による補てんを求めます。

## **3 1 市町村及び国保組合並びに後期高齢者医療広域連合の償還金の返還猶予及び平成23年度分医療給付費等国庫負担金等の年度前半への重点交付**

このたびの震災により、国民健康保険及び後期高齢者医療における医療給付費等国庫負担金等に係る償還金の支払いが困難になっていることから、当分の間、支払いを猶予し、延滞金を課さないよう求めます。また、資金繰り支援として、平成23年度分医療給付費等国庫負担金等について、年度の前半に手厚く交付するよう求めます。

## **3 2 後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度への移行時期の延期**

このたびの震災は、国・地方挙げての対応となっていることから、示されていた改革の検討等スケジュールを見直し、国民が納得できる持続可能な制度を構築できるよう、十分に時間をかけてより本質的、抜本的な検討を行うよう求めます。



### **3 3 診療報酬算定上の施設基準の緩和の拡充**

今回の震災による病院の大幅な減収を避けるため、職員の配置基準などの診療報酬の算定要件の緩和対象を拡大するなど、柔軟な対応を求めます。

### **3 4 病院の安定した運営に向けた支援**

今回の震災による被害が甚大であることから、病院が、診療報酬の請求を行う国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金から安定して支払を受けられるよう、両団体の安定した資金調達に向けた支援を求めます。

### **3 5 高等技術専門校の訓練機器等の災害復旧費に対する財政支援の拡充**

現行制度上、高等技術専門校の機器の災害復旧費に対しては、1 / 2 の国庫補助があり、激甚災害の場合は2 / 3 に嵩上げ措置が講じられています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に高等技術専門校の機器も大きな被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、国が必要な経費を全額負担することを求めます。

また、一部国庫補助対象外となるものがあることから、現行国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

### **3 6 被災離職者に対する職業転換給付金の国庫全額負担**

現行制度上、職業転換給付金（訓練手当）については、1 / 2 の国庫負担がありますが、このたびの震災では沿岸部を中心に多くの事業所が壊滅的な被害を受けたため、訓練手当受給者が大幅に増え、現行負担割合では、地方負担が過大になることから、国が必要な経費を全額負担することを求めます。

### **3 7 普通職業訓練普通課程に係る訓練基準の緩和**

沿岸部の高等技術専門校の被害が大きく、早期の訓練開始が困難となっていることから、普通職業訓練普通課程に係る訓練基準の緩和を求めます。（年間訓練時間数の短縮化）

### **3 8 宮城障害者職業能力開発校修繕に係る予算措置**

国との委託契約により運営されている障害者職業能力開発校の被災箇所に必要な修繕について国庫委託費による増額措置を求めます。

### **3 9 被災事業主等に対する雇用調整助成金の支給割合の拡充**

このたびの震災により、事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主に対して、事業再開に向けた雇用の維持・確保を図るため、休業等の雇用維持に要する経費の一部を助成する雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）の支給割合を拡充し、国による全額負担を求めます。

なお、国において全額負担がなされない場合は、県において、事業主負担の一部を助成する「雇用維持奨励金」制度を創設する必要があると考えており、その場合は新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### **4 0 被災勤労者への緊急融資に対する国庫支出金交付制度の創設**

このたびの震災では、沿岸部を中心に事業所・住宅が壊滅的な被害を受けており、県において、被災勤労者に対する生活資金等の緊急融資制度を創設する必要があると考えており、これについて新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### **4 1 雇用保険失業給付の拡充**

このたびの震災により、企業の事業再開に伴う雇用の改善には相当の期間が要するものと予測されるため、雇用保険失業給付について、基本手当所定支給日数の延長並びに給付終了後の個別延長給付に係る年齢要件の引き上げ及び日数の延長による拡充を求めます。

### **4 2 被災者等再就職促進奨励金に対する国庫支出金交付制度の創設**

このたびの震災では、沿岸部を中心に事業所が壊滅的な被害を受けたため、離職を余儀なくされた被災者等が多数に上っており、被災者等を雇い入れた事業主へ奨励金を支給することにより、その再就職を促進する必要があることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### **4 3 被災新規学卒者就職促進奨励金に対する国庫支出金交付制度の創設**

このたびの震災では、沿岸部を中心に事業所が壊滅的な被害を受けたため、就職が決まらずに卒業する新規学卒者が多数に上ることが予測されており、被災した新規学卒者を雇い入れた事業主へ奨励金を支給することにより、その就職を促進する必要があることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **4 4 被災新規学卒者就職活動支援金に対する国庫支出金交付制度の創設**

このたびの震災では、沿岸部を中心に事業所が壊滅的な被害を受けたため、被災により就職活動が困難になる新規学卒者が多数に上ることが予測されており、被災した新規学卒者へ就職活動支援金を支給することにより、その就職を支援する必要があることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **4 5 ハローワーク機能の拡充**

被災した事業主や離職を余儀なくされた被災者など、ハローワークの利用者は急増しており、雇用調整助成金や雇用保険失業給付の支給業務などが遅滞することが懸念されるため、ハローワーク職員の増員配置等により、迅速に被災者等に対する支援ができるようにハローワーク機能の拡充を求めます。

#### **4 6 被災者の雇用に向けた雇用関連交付金の創設及び拡充**

地域の被災状況に応じた雇用創出事業が弾力的かつ迅速に実施できるよう、また、一定期間（5年間程度）行えるよう、新たな交付金による基金の創設を求めます。

また、既存雇用関連交付金による基金事業（緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業）について、現行制度上認められていない、土木・建設工事を含めた震災復興関連事業を対象事業に加えることや災害復旧に係る雇用創出に寄与する事業であれば、民間への補助事業も対象とするなど、早急な要件緩和を求めます。

更に、要件緩和等に伴う事業増へ対応するため追加交付を行うとともに、平成24年度以降も一定期間（3年程度）の継続実施を求めます。

#### **4 7 温泉旅館等を活用した被災者向けレスパイト事業に対する国庫支出金交付制度の創設**

このたびの震災では、沿岸部を中心に、多くの県民が被災し、避難所での生活を余儀なくされています。また、甚大な被害による避難生活の長期化が予想されており、被災者に対するケアが喫緊の課題となっております。このことから、県内の温泉旅館等を活用し、被災者を対象とした心身の元気回復事業(レスパイト事業)を実施するため、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **4 8 水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大**

現行制度上、水道施設の災害復旧費に対しては、上限で2 / 3の国庫補助がありますが、このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、水道施設の災害復旧費が極めて多額に上り、現行補助率では地方負担が過大になるほか、給水施設、事務所等従来为国庫補助対象以外の水道施設の災害復旧費も極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げ、交付対象範囲の拡大及び事務手続きの簡素化を求めます。

#### **4 9 身元不明者の遺骨・遺品の保管に関する経費並びに納骨堂及び慰霊碑を設置・管理する経費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、被災による身元不明者の遺骨・遺品の保管に関する経費並びに納骨堂及び慰霊碑を設置・管理する経費に対する国庫補助制度がありません。

このたびの震災では、壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、身元が判明しない遺体が多数見込まれるため、市町村等において遺骨・遺品の保管並びに納骨堂及び慰霊碑を設置・管理する必要があることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## < 農林水産省関係 >

### 1 国直轄災害復旧事業に対する地方負担金の支払免除及び農家負担の支払免除

現行制度上，農地・農業用施設の直轄災害復旧事業は土地改良法で執行される事業であり，激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律での国負担率嵩上げはありません。

このたびの震災では，沿岸部を中心に広域な農地が壊滅的な被害を受けており，現行の国庫負担率では地方負担が極めて過大になること，また，農家負担についても，対象農家は被災して死亡・行方不明者が多数おり，営農を再開できるまでには長い期間を要するため，賦課金徴収は事実上不可能なことから，全額国費での事業執行を求めます。

### 2 農林水産業団体の事務所等災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，漁業協同組合や農業協同組合などの事務所等の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に農林水産業団体の事務所等も壊滅的な被害を受けており，災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### 3 農林水産業団体の運営資金に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上，被災した漁業協同組合や農業協同組合などの運営費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に農林水産業団体及び組合員が壊滅的な被害を受けており，農林水産業団体の運営が極めて困難であることから，被災した農林水産業団体の運営費に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### 4 中央卸売市場及び地方卸売市場の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設及び拡充

現行制度上，中央卸売市場及び地方卸売市場の災害復旧費に対しては，地方卸売市場への国庫補助制度しかありません。このたびの震災では，中央卸売市場及び沿岸部を中心に地方卸売市場も大きな被害を受けており，災害復旧費が極めて多額に上ることから，中央卸売市場に対する新たな国庫支出金交付制度の創設及び地方卸売市場に係る対象要件の緩和を求めます。

## 5 農林水産試験研究施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、農林水産試験研究施設等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に農林水産試験研究施設等も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## 6 農林水産業施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大

現行制度上、農林水産業施設の災害復旧費に対しては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により国庫補助が行われています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に農林水産業施設が壊滅的な被害を受けており、現行の国庫補助率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

## 7 農業関係共同利用施設の災害復旧費に係る国庫支出金交付対象範囲の拡大

現行制度上、農林水産業共同利用施設の災害復旧費に対しては、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人のみが国庫補助対象となっており、通常为国庫補助率は2 / 10、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による嵩上げ後の国庫補助率は9 / 10となっています。

しかし、地域農業の主要な担い手として公益性が高い農業法人、集落営農組合等の認定法人、認定農業者は補助対象となっていないほか、補助対象施設に園芸生産施設・家畜飼養管理施設などが含まれていません。

このたびの震災では、沿岸部を中心にこれら国庫補助対象外の法人や施設も甚大な被害を受けており、これら法人等の負担が過大になることから、現行国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

## 8 海水が浸水した農地の排水作業や塩害対策への支援

大津波により広範囲の農地が浸水している状況にあることから、現在、国の協力も得て排水作業を実施しておりますが、十分ではありません。このため、早急な国の応急工事の実施など、更なる支援を求めます。

また、現行制度上、除塩対策についての国庫補助制度がありません。このため新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **9 農畜産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上，農畜産物被害額に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に被害額が巨額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### **1 0 被害を受けた米の運搬・処理費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上，浸水等の被害を受けた米の運搬・処理費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部の農業協同組合等の倉庫を中心に壊滅的な被害を受けており，浸水等の被害を受けた米の運搬・処理費用が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### **1 1 農業者戸別所得補償制度の特例措置**

現行制度上，災害により今年度の作付けが不能となった水田は，農業者戸別所得補償制度の対象外となるので，作付けしたものとみなし，転作等の取り扱いにより補償することを求めます。

### **1 2 繁殖素牛等の再導入費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上，被災を受けた繁殖素牛や乳用牛，種豚の再導入費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に畜産農家も壊滅的な被害を受けており，繁殖素牛や乳用牛，種豚の再導入費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### **1 3 死亡家畜被害額に関する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上，死亡家畜被害額に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に死亡家畜被害額が巨額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### **1 4 死亡家畜の運搬・処理費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上，死亡家畜の運搬・処理費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に家畜も壊滅的な被害を受けており，死亡家畜の運搬・処理費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## 1 5 土地改良区の区債償還に対する国庫支出金交付制度の創設

土地改良区が過去に国営土地改良事業の負担金償還のために発行した区債の償還費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に過去に国営土地改良事業で整備した農地や農業用施設が壊滅的な被害を受けており、土地改良区の組合員の多くも被災していることから、区債償還に係る土地改良区の賦課金徴収が困難となっています。

今後、区債の償還が滞ると県が金融機関に対して損失補償しなければならず、それに要する経費が大きいことから、過去に国営土地改良事業で整備し、壊滅的な被害を受けた農地に係る区債の償還費に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## 1 6 土地改良事業の農家負担の免除制度の創設

現行制度上、土地改良事業に対しては農家負担が課せられていますが、このたびの震災では、沿岸部を中心に土地改良事業の施行地も壊滅的な被害を受けており、対象農家も多数が死亡・行方不明者となっています。

また、営農を再開できるまでには長い期間を要することが予想されます。

こうした状況で、土地改良事業に係る農家負担金の償還のための賦課徴収は事実上不可能なことから、支払免除を求めます。

## 1 7 土地改良区の運営資金に対する国庫支出金交付制度の創設

土地改良区は農業生産に不可欠な用排水機場等の基幹的な農業水利施設の管理を担っていますが、現行制度上、土地改良区の運営費に対しては、国の支援制度はありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に広大な農地が海水に覆われたため、今後数年に渡って作付けができず、土地改良区を運営するための経常賦課金の徴収が極めて困難であることから、被災した土地改良区の運営費に対する新たな国庫支出金交付制度や無利子融資制度等の創設を求めます。

## 1 8 木材加工業者の経営再建に対する支援

現行制度上、合板製造業者や製材業者等の木材加工業者の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、国内における国産材合板の約2割を生産する合板製造工場群など、沿岸部に所在する国庫補助対象外の施設、設備も壊滅的な被害を受けており、これら会社法人等の負担が過大になることから、木材加工業者の経営再建のための新たな国庫支出



金交付制度の創設と併せて、激甚災害補助率の適用を求めます。

## **1 9 森林・林業・木材産業づくり交付金活用施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大**

現行制度上、森林・林業・木材産業づくり交付金を活用して整備した施設の災害復旧費に対しては、その一部のみが国庫補助対象となっており、国庫補助率は種類により  $1/3 \sim 1/2$  となっています。

しかし、修理修繕や代替施設の取得経費は補助対象に含まれていません。

このたびの震災では、沿岸部を中心に森林・林業・木材産業づくり交付金を活用して整備した施設も甚大な被害を受けており、現行補助率及び補助対象のままでは事業者の負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

## **2 0 森林整備加速化・林業再生基金事業の設置期限の延長及び更なる積み増し並びに運用の柔軟化**

現行制度上、森林整備加速化・林業再生基金の設置期限は平成 23 年度までとされていますが、本事業は被災地事業者の復興期における事業確保に有効であることから、基金の設置期限の延長と更なる積み増しを求めます。

また、事業メニューごとの配分額の撤廃など自由度の拡大と県による事業採択が可能となるよう求めます。

## **2 1 海岸施設の災害復旧事業に関する制度の見直し**

現行制度上、海岸施設の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により  $2/3$  の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に 2 割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、防潮堤などの海岸施設については、海岸地形が失われるほどの大規模な被害が発生していることから、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による復旧ではなく、新たな施設整備を目指すなど、大局的な施策の検討を求めます。

## **2 2 海岸部の保安林の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、海岸部の保安林の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とはならず、通常为国庫補助率  $1/2$  での対応にならざるを得ない状況です。

しかし、このたびの震災では、津波で海岸部の保安林についても、流出、倒伏、幹折等の甚大な被害が発生しており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### **2 3 漁船・漁具等の再導入費に対する国庫支出金交付制度の創設等**

現行制度上、被災を受けた漁船・漁具等の再導入費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、我が県の漁業者は壊滅的な被害を受けており、家屋等の生活の基盤さえも失っております。漁業再建のための多額の投資に耐えられる漁業者はほとんどいないと見られることから、漁船・漁具等の再導入費に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また、併せてリース制度の導入や、無利子・無担保の融資制度の創設を求めます。

### **2 4 養殖施設、種苗生産施設の再建に対する支援**

現行制度上、養殖施設、種苗生産施設の再導入費については、激甚災害に指定され9 / 10の国庫補助率となっている状況です。

しかし、このたびの震災により、全ての養殖施設、種苗生産施設が壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

### **2 5 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ**

現行制度上、漁港施設等の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により2 / 3の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、我が県のすべての漁港が壊滅的とも言うべき甚大な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

### **2 6 被災状況調査費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、被災状況調査費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に各種の施設が壊滅的な被害を受けており、被災状況調査費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## 2 7 水産物の流通施設の早期復旧及び水産加工業者の経営再建に対する支援

このたびの震災では、産地魚市場はもとより卸売業者及び加工業者等の施設、設備も壊滅的な被害を受け、水産物の流通機能が停止しております。

しかし現行制度上、産地魚市場で業務を運営する卸売業者及び水産加工業者等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がなく、災害復旧費が極めて多額に上ることから、水産物の流通施設の早期復旧及び水産加工業者の経営再建のための新たな国庫支出金交付制度の創設と併せて、激甚災害補助率の適用を求めます。

## 2 8 水産養殖生産物被害額に関する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、水産養殖生産物被害額に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、水産養殖生産物被害額が巨額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## 2 9 漁場等の再生に向けた支障物除去に対する国庫支出金交付制度の創設

このたびの震災では、浅海域や漁場には、津波によるがれきが大量に堆積していることから、漁場の再生を図るために海面、沿岸域の清掃や廃棄物処理を行うことが不可欠となっています。しかし、その処理には極めて多額の費用を要することから、国庫負担率が高い新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## 3 0 漁業者自身による漁場回復活動の支援

このたびの震災において壊滅状態となった漁場の再生を図るまでの間、漁業者は収入を得ることができないため、緊急雇用対策等による漁業者自身による海岸・海底清掃等の漁場回復活動を行い、漁業者の支援を行うよう求めます。

## 3 1 特定施設に対する国による復旧事業の実施

大津波等により広範囲において被害が発生しており、早急な復旧に向け、技術的・人力的な対応が非常に困難なことから、以下の施設については、国において復旧事業を実施するよう求めます。

仙台湾沿岸仙台南部から亘理・山元にかけての海岸堤防施設（農地・漁港）

特定第3種漁港などの重要漁港施設  
国が整備した農業水利施設

### 3.2 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長

津波浸水区域における公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等に基づく災害復旧事業期間について、被害が広範囲に亘っていること、大量の瓦礫等による捜索活動なども含めた処理期間が長期に及ぶこと、沿岸域の多くの地区で町そのものが壊滅状態となっており地元とのまちづくり計画検討等調整期間も必要なことから、延長措置を講じられるよう求めます。

### 3.3 災害査定の簡素化について

現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、作成資料並びに設計変更手続きにおいて各種規定があり、今回の激甚災害では対応が困難なことから柔軟な運用、手続きの簡素化が図られるよう求めます。

## < 経済産業省関係 >

### 1 試験研究機関の機器の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、試験研究機関の機器の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、試験研究機関の機器も被害を受けており、災害復旧費が多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### 2 被災した製造業に対する総合的な支援制度の創設

このたびの震災では、沿岸部を中心に製造業は壊滅的な被害を受けており、事業再開に新たな国庫支出金交付制度等の創設を求めます。

具体的には、早期の事業再開のための事務所・倉庫・工場及びその用地などの業務スペースを低料金で一定期間提供する業務用スペース提供制度や工場再建に対する直接補助制度の創設、また工場の運転資金の確保のため、既存借入金の借り換え・返済猶予・減免、融資枠の拡大、信用保証の柔軟な運用や利子の全額補填、さらに事業再建に要する設備投資等に係る税制面でのきめ細やかな減免措置などの対応を求めます。

さらに、被災に遭われ休業を余儀なくされた小規模事業主等に対し、休業補償等の助成措置を求めます。

加えて、早急に移転等のための工場用地を確保する必要から、被災した自治体等の工業団地の復旧や新たな工業団地の整備に対する補助制度の創設を求めるとともに、新たな工業団地用地整備が円滑かつ迅速に取り組めるよう各種規制の弾力的な運用を求めます。

### 3 被災した商店等に対する総合的な支援制度の創設

現行制度上、被災した商店や商店街、共同施設等に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に商店等が壊滅的な被害を受けており、災害復旧費等が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。また、平成22年度補正予算で措置された商店街の災害復旧事業を平成23年度以降も継続されるよう求めます。

さらに、被災者の生活を支える上で商業活動の再開を急ぐ必要があることから、仮設店舗の設置や移動販売事業に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めるとともに、地域経済の発展に果たす重要な役割を持つ既存の商店街活性化事業や中心市街地活性化事業の交付限度額、交付率の引上げ等を求めます。

また、被災に遭われ休業を余儀なくされた小規模事業主等に対し、休業補

償等の助成措置を求めます。

#### **4 震災地域企業に対する取引停止等の防止に関する指導**

このたびの震災により、建物・設備等に被害を受けた中小企業に対し、取引先から取引の停止や給付された材料等の引き上げ、納品の性急な督促などの動きがあることから、早期の復興に取り組む中小企業者の妨げとならないよう、発注企業に対する指導、監督の強化を求めます。

#### **5 被災した商工会、商工会議所に対する総合的な支援制度の創設**

現行制度上、被災した商工会、商工会議所に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に商工会等も壊滅的な被害を受けており災害復旧費等が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金制度の創設を求めます。

#### **6 中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金の補助対象の拡大等**

現行制度上、当該制度の対象組合には商店街振興組合、企業組合は含まれておりません。このたびの震災では商店街振興組合、企業組合も被災しておりますので、対象に加えていただくよう求めます。また、対象施設の拡大等当該補助金の活用が進むよう諸要件の設定について配慮するよう求めます。

#### **7 経営セーフティ共済融資の融資限度額の引き上げ等**

現行制度上、融資限度額は3,200万円、積み立てた掛け金総額の10倍までとなっています。この融資限度額、倍率を引き上げるよう求めます。

また、取引先事業者を倒産とする認定要件が厳しく、このたびの震災で被災した事業者については要件を満たすことが困難である場合が想定されますので、緩和するよう求めます。

#### **8 政府系金融機関による災害復旧貸付の拡充及び今回の災害に限定した新たな貸付金の創設**

日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の「災害復旧貸付」の取扱いが開始されておりますが、融資条件の拡充（貸出金利の無利子化と無担保・無保証化、貸付限度額の引上げ、償還期間の延長）や申込み手続きの簡素化・簡略化、事務処理体制の拡充・強化による貸出手続きの迅速化を求めます。また、未曾有の災害に見舞われた中小企業者等の負担を軽減する必

要があることから、今回の災害に限定した新たな貸付金（無利子，無担保，無保証，超長期の償還期間）の創設を求めます。

## **9 中小企業信用保険法特例措置の拡充及び今回の災害に限定した新たな特例保証制度の創設**

現行制度上、災害関係保証は一般保証とは別枠で2億8千万円（普通保証2億円，無担保保証8千万円）の利用が可能ですが，本保証とセーフティネット保証（経営安定関連特例）とは合算の取扱いとされています。既にセーフティネット保証を限度額一杯まで利用している中小企業者等は，復旧復興に向けてこれ以上の保証は受けられなくなることから，速やかに貸付限度額の分離別枠化を図るとともに，無担保枠の拡大や対象被害の拡大，填補率の更なる引上げと保険料率の引下げを求めます。また，今回の災害に限定した，すべての条件が特別に有利な新たな特例保証制度の創設を求めます。

### **10 既往債務の返済猶予及び減免措置**

今回の震災で被害を受けた県内の中小企業者等は，当面営業再開が困難な状況にあることから，中小企業者等からの既往債務の返済猶予等の条件変更，場合によっては債務の減免についての申込みにはできる限りこれに応じるよう，関係金融機関に要請することを求めます。

### **11 信用保証協会への支援**

今回の震災で県内の中小企業者等は既往債務の返済に行き詰まり，信用保証協会の代位弁済が増加することが考えられます。代位弁済が急増すれば，協会収支が悪化し，経営基盤が弱体化することから，災害関係保証や今後創設を要望している特例保証制度による信用保証協会の損失を補償する，今回の災害に限定した新たな補助金を創設するとともに，取り崩し可能な新たな基金を造成するよう求めます。

### **12 県制度融資への支援**

県では，金融機関との協調融資である県制度融資に必要な原資預託や中小企業者等の負担を軽減するための利子補給，保証料引下げに伴う信用保証協会への補助を積極的に行っております。しかしながら，今回の災害に対応した新たな資金を創設するための財源確保が難しい状況にあることから，預託原資の提供を求めるとともに，利子補給や保証料補助を実施していくための支援を求めます。

### 1 3 地域金融機能の確保

被災中小企業者等に対する貸出金は、将来回収不能となる確率が高いことが推測されます。これに伴い財務基盤の弱い地元金融機関の経営悪化が懸念されることから、適時適切な資金支援による地域金融機能の維持・確保を求めます。

### 1 4 小規模企業者等設備導入資金に係る貸付対象事業者の拡大及び貸付要件の緩和並びに激甚災害法の適用範囲の拡大

現行制度上、貸付対象者が小規模企業者に限定されていますが、より広範囲の中小企業者の復興を支援する必要があるため、貸付対象を中小企業基本法で規定する中小企業者まで拡大することを求めます。

また、貸付要件中に「対象設備を導入することにより付加価値額が、5年で10%、4年で8%、3年で6%向上することが見込まれること」とありますが、被災状況下であることを考慮すると、当分の間は付加価値額の向上は厳しいと予想されることから、本要件について時限的に撤廃することを求めます。

さらに、激甚災害法第13条では、被災区域内で直接被害を受けた借入先については、2年以内の償還期間の延長が認められていますが、取引先が被災したことによる間接被害や被災による設備の滅失等に起因する新規貸付についても償還期間の延長が必要であるため、適用範囲の拡大を求めます。

### 1 5 中小企業高度化事業に係る償還猶予の特別措置

現行制度上、高度化資金の償還猶予を行う場合は、必要要件をクリアした上で条件変更手続きを経る必要がありますが、災害被害からの早期復興のため、県内の貸付先については、被害の大小に関わらず無条件で一律2年以上の償還猶予及び最終償還期限延長(元利含む)の特別措置の創設を求めます。

### 1 6 地方自治体が単独で整備した国際展示施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度及び融資制度の創設

現行制度上、地方自治体が単独で整備した国際展示施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部に設置された地方自治体が単独で整備した国際展示施設が壊滅的な被害を受け、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。



## **1 7 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部に設置された地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設が壊滅的な被害を受け、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **1 8 被災中小企業及び復興支援者に対する法人税等、税制面での減免等の措置**

現行制度上、中小企業者について様々な税制上の優遇措置が用意されていますが、このたびの震災により、沿岸部を中心に事業用資産の滅失又は損壊等により、多くの企業が事業を停止し、未だに再開の目処がたたない企業が多数見受けられます。

これら被災地域における中小企業の税負担を軽減し、企業の再建を支援するため、被災企業に対する所得税、法人税、譲渡所得、相続税、贈与税等の国税について、減免及び課税の特例措置並びに納税猶予等の措置を講じるとともに、被災地復興のため設備投資などを行う法人・個人に対する税負担の軽減措置を求めます。

また、被災企業が事業再開のために必要となる土地、建物、車両・設備等の取得に係る固定資産税、不動産取得税等の地方税についても、減免等の措置を講じるとともに、当該地方税の減収分に相当する国の財政支援措置を求めます。

## **1 9 F A Z法に基づき設立された第三セクターに対する政府系金融機関融資の償還免除等**

仙台塩釜港（仙台港区）には、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（F A Z法）」に基づき、中核施設として第三セクターが建設した輸入促進施設及び物流基盤施設がありますが、このたびの震災により壊滅的な被害を受け、災害復旧費が極めて多額に上ることから、政府系金融機関による融資の償還免除または償還猶予の措置を求めます。

## 2 0 住宅敷地等陥没緊急保全対策の実施

亜炭鉱採掘跡の陥没被害については、これまでは「特定鉱害復旧事業」により対応してきましたが、今回の震災により住宅敷地、農地等新たな陥没被害が多数発生しており、災害復旧工事の対象とするよう求めます。

## 2 1 被災した自動車の買換えに対する財政的支援制度の創設

このたびの震災で約146,000台もの自動車が被災しました。被害の大きかった県の沿岸部は公共交通機関があまり発達しておらず、自動車が県民及び企業の足となっております。被災した県民の生活支援のためにも、また、企業が事業を再興するためにも、自動車の存在は欠かせないことから、被災した自動車の買換えに対する財政的支援制度の創設を求めます。

## 2 2 東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による日本の輸出品に対する諸外国の規制等に対する取組

原発の事故により各国政府及び事業者が日本の輸出品について放射線量に関する証明書の添付を義務付けるなどの事例が見られます。国内には検査が可能な民間機関が複数ありますが、検査申し込みが殺到し対応しきれない機関もあることから、検査を迅速に行えるような検査体制の充実・強化及び事業者への受検料補助等の支援を求めます。また、各国政府等の過剰反応を招かないよう、十分な情報提供及び説明を求めます。

## 2 3 原子力災害への対応

福島第一原子力発電所における事故については、国の総力を挙げて直ちに解決を図るよう求めます。

また、女川原子力発電所周辺地域に対する原子力防災対策については、福島第一原子力発電所の事故対応を通じた検証結果を踏まえ、速やかに適切な体制を構築整備するよう求めます。

## 2 4 宮城県原子力防災対策センター（オフサイトセンター）の災害復旧費に対する必要な予算の確保

このたびの震災で宮城県原子力防災対策センター（オフサイトセンター）は全壊しました。当センターは、女川原子力発電所周辺地域の安全確保のため不可欠な施設であることから、その災害復旧費については、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

## 2 5 工業用水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大

現行制度上、工業用水道施設の災害復旧費に対しては、8 / 1 0 の国庫補助がありますが、管理棟の災害復旧費などに対しては、国庫補助制度がありません。また、補助裏の災害復旧事業債の元利償還金に対する交付税措置もありません。このたびの震災では、沿岸部が壊滅的な被害を受けたため、工業用水道施設の災害復旧費が極めて多額に上り、現行補助率では地方負担が過大になるほか、管理棟など従来为国庫補助対象以外の工業用水道施設の災害復旧費も極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付率の嵩上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

## < 国土交通省関係 >

### 1 国直轄災害復旧事業に対する国直轄事業負担金の支払免除

現行制度上、国土交通省が施行する国直轄災害復旧事業の国庫負担率は通常  $1/3 \sim 2/3$  であり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に甚大な被害を受けており、国土交通省が施行するものと想定される国直轄災害復旧事業量からすると、現行の国庫負担率では地方負担が極めて過大になることから、負担金の支払免除を求めます。

### 2 公共土木施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ

現行制度上、公共土木施設の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により  $2/3$  の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に2割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部を中心に公共土木施設も壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

### 3 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大（更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化）

このたびの震災では広範な地域が津波により浸水し、無秩序にがれきや土砂で覆われています。現行制度では道路、河川等の公共土木施設上のがれきや土砂は各施設管理者が行い、それ以外の地域は市町村が行うこととされていますが、いずれも現行制度では地方負担が発生し、このたびの震災ではがれきだけでも県全体で1800万トンと通常時に我が県で発生する一般廃棄物の23年分にも達する見込みであることから、地方負担額は被災自治体の財政規模に比較して非常に大きな額になるものと見込まれます。

がれきや堆積土砂の撤去は本格的な復興を進める上で早期に行わなければならないことから、全額国費で実施年度に被災自治体に交付することを求めます。

また、管理の区分によって施行者が変わることは作業が非効率となることなどから、災害等廃棄物処理事業費補助金に一元化を図ること又は、一括交

付金化することを求めます。

#### **4 市街地復興計画の策定費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、市街地復興計画の策定費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に交番や駐在所等も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **5 都市計画街路の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、土地区画整理事業で整備された街路で道路法による道路の供用開始の告示がされていない街路は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とはならず、通常の国庫補助率 1 / 2 での対応にならざるを得ない状況です。

しかし、このたびの震災では、都市計画街路についても甚大な被害が発生しており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **6 土地区画整理事業地の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、土地区画整理事業地のがれき撤去費や事業者が維持管理している宅地、都市排水施設等に対する災害復旧費に係る国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に土地区画整理事業地も甚大な被害を受けており、がれき撤去費や災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

#### **7 下水道施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付率の更なる嵩上げ**

現行制度上、下水道施設の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により 2 / 3 の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に 2 割程度の嵩上げが可能となっています。

しかし、このたびの震災では、沿岸部に設置された終末処理場などが壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

## **8 港湾施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大**

現行制度上、港湾関係起債事業で整備した施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、各種の港湾施設が壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、これらの施設についても公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象に含めるよう国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

## **9 災害復旧調査費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大**

現行制度上、災害復旧調査費に対しては、地すべり対策等にかかる調査・設計費など限定調査以外については国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に各種の施設が壊滅的な被害を受けており、災害復旧調査費が極めて多額に上ることから、国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

## **10 都市公園の植栽等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上、都市公園の植栽等の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に都市公園の植栽等も甚大な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **11 大規模盛土造成地変動予測調査費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ**

現行制度上、大規模盛土造成地変動予測調査費に対しては、一部の交付対象外を除き1/3の交付金が交付されますが、このたびの震災では、現行の交付率では大規模盛土造成地変動予測調査費の地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げを求めます。

## **12 大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ及び国庫支出金交付対象範囲の拡大**

現行制度上、大規模盛土造成地滑動崩落防止費に対しては、一部の交付対象外を除き1/4の交付金が交付されますが、このたびの震災では、現行の交付率では大規模盛土造成地滑動崩落防止費の地方負担が過大になることから、現行国庫支出金交付率の更なる嵩上げや、要件の見直しを行うことにより、国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

### 1 3 内陸域（地震のみによる被災区域）に係る災害査定の早期実施

内陸における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害査定について、準備の整った箇所から順次、早期に実施することで迅速な災害復旧が図られるよう求めます。

### 1 4 津波浸水区域に係る災害復旧事業期間の延長

津波浸水区域における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業期間について、被害が広範囲に亘っていること、大量の瓦礫等による捜索活動なども含めた処理期間が長期間に及ぶこと、沿岸地域の多くの地区で町そのものが壊滅状態となっており、地元とのまちづくり計画検討等調整期間も必要なことから、期間の延長措置を講じられるよう求めます。

### 1 5 災害査定手続きの簡素化

現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、作成資料並びに設計変更手続きにおいて各種規定があり、今回の激甚災害では対応が困難なことから柔軟な運用、手続きの簡素化が図られるよう求めます。

### 1 6 仙台湾沿岸仙台南部海岸における直轄災害復旧事業の推進

津波により甚大な被害を受けた仙台南部海岸の31.7km区間（建設海岸）の災害復旧については、国土交通省において実施されることが決定していますが、当該海岸背後に位置する仙台空港、県南浄化センター等の復旧を図るためにも、海岸保全施設の早期復旧を図られるよう求めます。

### 1 7 港湾施設等物流機能の復旧支援について

県が港湾関係起債事業で整備したふ頭用地及び上屋や荷役機械等の港湾機能施設及びフェリー埠頭公社が管理する岸壁及びターミナルビル等の災害復旧に対して財政支援を行うこと及び仙台塩釜港、石巻港の復興にあたっては、全面的かつ総合的な対策を実施することを求めます。

また、港湾運送事業者の荷役、運送機械等の災害復旧及び物流関連企業の復興への補助及び無利子貸し付け等の財政支援を行うこと。及び、臨港地区内事業用敷地及び倉庫等の瓦礫等災害廃棄物の処理について、国が費用負担を行うことを求めます。

港湾物流に従事する労働者の雇用については、復興が完了するまでの期間、特別な財政支援を行うことを求めます。

港湾における防災機能を向上させるため、耐震強化岸壁の整備及び津波避難施設を設置すること、及び仙台塩釜港塩釜港区に海上保安庁の専用岸壁を国において早急に整備することを求めます。

## **1 8 空港アクセス鉄道，空港ビル施設及び空港貨物施設等の国有財産使用料の減免**

今後の震災復興に関して重要な公共施設である空港アクセス鉄道，空港ビル施設，空港貨物施設等の事業者への支援策として，国有財産使用料の全額を免除することを求めます。

## **1 9 防災集団移転促進事業の国庫補助率の更なる嵩上げ**

現行制度上，住宅団地の用地の取得に要する経費，移転者の住宅の建設等に対する補助に要する経費等に対しては，防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律により 3 / 4 の国庫負担があり，地方債の特例措置も講じられています。

このたびの震災では，沿岸部を中心に甚大な被害を受けており，現行の国庫補助率では地方負担が極めて過大になることから，現行国庫補助率の更なる嵩上げを求めます。

## **2 0 建築基準法による建築制限期間等の延伸**

現行法上，被災市街地における建築制限については，建築基準法第 8 4 条の規定により，都市計画等のため必要があるときは，区域を指定し，災害発生から 1 ヶ月以内の期間を限り，その区域内の建築等を制限でき，また，この期間は 1 ヶ月の延長をすることができるとされています。

このたびの震災では，沿岸部を中心に甚大な被害を受けており，早急にまちづくり計画を策定するのは困難なことから，災害発生から 1 ヶ月以内とする建築制限の開始日及びその期間（最大 2 ヶ月）の延伸を求めます。

## **2 1 災害公営住宅整備，復旧にともなう補助の拡充**

災害公営住宅の整備（建設）については，国庫負担が 2 / 3（激甚災害の場合 3 / 4），既設公営住宅の復旧については 1 / 2（激甚災害の場合，嵩上げあり）となっています。

このたびの震災では，公営住宅についても沿岸部を中心に甚大な被害を受けており，今後の整備，復旧にあたっては地方負担が大きくなることから，補助率の更なる嵩上げを求めます。

また，被害を受けた公営住宅については，宅地に大きな被害を受けたもの



もありますが、宅地のみを復旧（造成）する場合は補助対象外となっています。

今後、津波の被害から逃れるため新たな場所での造成も考えられることから、用地取得造成費に対しても、全ての場合において補助対象とすることを求めます。

## **2 2 津波被災市街地の復興に係る支援制度の創設**

今回の地震により地盤が沈下し現位置での復興が困難な被災地については、大規模な移転が必要となり現行事業制度での復興が困難なことから、新たな事業制度の創設を求めます。

## **2 3 被災市街地復興土地区画整理事業の適用拡大及び国庫補助率の嵩上げ**

被災市街地復興土地区画整理事業について、都市計画区域内の既成市街地を対象としておりますが、被害が甚大かつ広域的なため、都市計画区域内にとどまらず区域外を含めて一体的に取り組めるよう適用範囲を拡大することを求めます。また、沿岸部の小規模な市街地でも適用できるように採択要件（被災面積20ha、被災戸数1,000戸以上）を緩和するとともに、補助率の大幅な嵩上げを求めます。さらに、被災市街地の復興に係る市街地開発事業の種地として、地方公共団体が土地を取得する場合についても、補助の対象とできるよう制度拡大を求めます。

## **2 4 住宅の確保等に対する国庫支出金交付制度の創設**

被災市街地土地区画整理事業等により被災者が住宅を復興するまでの間、仮設住宅の整備が間に合わず、避難所暮らしを強いられる被災者もいることから、一時的な住宅の確保ができるよう新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## **2 5 被災を受けた土地区画整理事業に係る国庫補助率嵩上げ**

土地区画整理事業には、今回の地震及び津波により大きな被害を受けている箇所があり、事業者の負担軽減を図るため、補助率の大幅な嵩上げを求めます。

## **2 6 土地区画整理組合の経営支援の充実**

土地区画整理組合においては、経済活動の停滞や津波による浸水の影響で

住宅地として保留地処分が落ち込み、事業資金収入の不足が生じ継続が困難となることが懸念されることから、事業経営が困難になった組合に対する経営支援の充実を求めます。

## **2 7 下水道施設の災害復旧事業対象の拡大について**

下水道施設の機能停止に伴い公衆衛生保全のための緊急的な溢水防止などの応急復旧費用や、処理場の施設全体が被災していることから、処理場としての機能を発揮するには、管理のための施設の復旧も必要であり、管理的施設（車庫、駐車場、樹木及び修景芝等）についても災害復旧範囲とするよう求めます。

## **2 8 被災失業者の公共事業への就労促進に関する制度の創設**

震災を受けた地域における多数に上る失業者の生活の安定を図るため、当該地域の公共事業において、できるだけ多くの失業者の就労を促進する制度の創設を求めます。

## **2 9 被災を受けた建設業への支援制度の創設**

被災地域の建設業者に金融面で支援を行うため、国と宮城県・仙台市が協調して金融機関に預託し、無利子の融資を行う制度の創設を求めます。また、県・市に対する財政的支援を求めます。

## **3 0 第三セクター鉄道、離島航路、バス等の被災公共交通事業者の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設と国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大並びに事業者への出資及び運転資金融資制度等の創設**

現行制度上、被災公共交通事業者の災害復旧費については、経常損失が生じている第三セクター鉄道施設の復旧費として1 / 4の国庫補助制度がありますが、離島航路事業者やバス事業者の復旧費については、国庫補助制度がありません。また、経常損失が生じていない第三セクター鉄道の災害復旧費に対しても、国庫補助制度がありません。

このたびの震災では、沿岸部を中心に公共交通事業者も壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方自治体及び事業者の負担が過大になるほか、従来の国庫補助対象以外の施設についても災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設と現行国庫支出金交付率の嵩上げ及び交付対象範囲の拡大を求めます。また、事業者への出資や運転資金融資などについても国による新たな支援制度の創設を求めます。

### **3 1 空港ビル施設，空港貨物施設等の地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターの災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設並びに事業者への出資及び休業期間の運転資金融資制度等の創設**

現行制度上，空港ビル施設，空港貨物施設等の地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターの災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。

このたびの震災では，沿岸部に位置する仙台空港も津波により甚大な被害を受け，空港ビルや空港貨物施設等は極めて甚大な被害を受けました。これらの災害復旧費は極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

また，事業者への出資や休業期間の運転資金融資などについても国による新たな支援制度の創設を求めます。

### **3 2 地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上，地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部に設置された地方自治体及び地方公営企業に準じる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設が壊滅的な被害を受け，災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### **3 3 観光施設・宿泊施設等の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設**

現行制度上，観光施設・宿泊施設等の災害復旧費に対しては，国庫補助制度がありません。このたびの震災では，沿岸部を中心に観光施設，ホテル，旅館，民宿等も壊滅的な被害を受けており，災害復旧費が極めて多額に上ることから，新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

## < 環境省関係 >

### 1 自然公園内の県施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大

現行制度上、自然公園内の県施設の災害復旧費に対しては、国庫補助対象となっていますが、自然公園内の堆積土砂の撤去や自然公園内の庁舎の災害復旧費については補助対象外とされています。このたびの震災では、沿岸部を中心に自然公園内の県施設大きな被害を受けており、従来の国庫補助対象以外の施設についても災害復旧費が極めて多額に上ることから、現行国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。

### 2 自然公園内の市町村施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付制度の創設

現行制度上、自然公園内の市町村施設の災害復旧費に対しては、国庫補助制度がありません。このたびの震災では、沿岸部を中心に自然公園内の市町村施設も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

### 3 自然公園法の弾力的な運用

陸中海岸国立公園の特別地域に指定されている地域において、復興住宅の建設用地を造成し、住宅を建設するなど復旧事業を実施する必要が生じた場合には許可基準を緩和し、復興住宅の建設を許可する等自然公園法の弾力的な運用を図るよう求めます。

### 4 公共土木施設上の災害廃棄物・堆積土砂撤去費及び公共土木施設以外の地域の災害廃棄物・堆積土砂撤去費の全額国庫支出金化及び実情に即した交付対象範囲の拡大（更に災害廃棄物・堆積土砂撤去費の制度一元化及び全額国庫一括交付金化）

このたびの震災では広範な地域が津波により浸水し、無秩序にがれきや土砂で覆われています。現行制度では道路、河川等の公共土木施設上のがれきや土砂は各施設管理者が行い、それ以外の地域は市町村が行うこととされていますが、いずれも現行制度では地方負担が発生し、このたびの震災ではがれきだけでも県全体で1800万トンと通常時に我が県で発生する一般廃棄物の23年分にも達する見込みであることから、地方負担額は被災自治体の財政規模に比較して非常に大きな額になるものと見込まれます。

がれきや堆積土砂の撤去は本格的な復興を進める上で早期に行わなければならないことから、全額国費で実施年度に被災自治体に交付することを求め

ます。

また、管理の区分によって施行者が変わることは作業が非効率となることなどから、災害等廃棄物処理事業費補助金に一元化を図ること又は、一括交付金化することを求めます。

## **5 災害等廃棄物処理事業費補助金交付対象範囲の拡大**

災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、災害等廃棄物処理事業費補助金について、仮置場の土地購入費及び甚大な被害を受けた大企業等の災害廃棄物の処理費用について補助の対象とするよう求めます。

## **6 廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫支出金交付率の嵩上げ**

現行制度上、市町村の廃棄物処理施設の災害復旧費に対する国庫補助率は1/2となっています。このたびの震災では、沿岸部を中心に廃棄物処理施設が壊滅的な被害を受けており、現行補助率では地方負担が過大になるため、全額国庫補助とするよう求めます。

## **7 環境影響評価法の適用除外対象範囲の拡大**

津波による壊滅的被害を受けた被災地については、被災箇所での復旧が困難な場合があることから、被災地以外の場所において実施する災害復興のための事業に関しても、環境影響評価手続の適用除外を定めた環境影響評価法第52条第2項の対象とするよう求めます。